

仕様書に対する質問・回答書

令和 年 月 日

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

(担当者名と電話番号： _____)

業務名	蔵王中学校スクールバス運行管理業務委託	
番号	質問事項	回答事項
1	<p>スクールバスの安全な運行を確保するためには、運行を管理する者による酒気帯びや疾病の有無、睡眠不足の状態にないか、車両の日常点検の状況を総合的に判断し、当日の運転が完全に遂行できるか判断する必要がありますと考えます。</p> <p>本委託の仕様書では、「運行従事者は、各コースのリーダーの下、・・・相互に確認しあう体制」とされています。この体制では、責任の所在があいまいになり、安全な運行が可能か判断できる者の下で管理ができるか疑問があります。また、仮にアルコール反応が出た場合、すぐ代わりに運転できる予備運転士の配置もされておらず、バックアップ体制を構築するとしても早急な対応ができない可能性があります。</p> <p>これらのことから、受託者の事業所での運行管理、車両管理を行うことで適切かつ安全な管理が行えるものと考えます。車両の駐車位置を受託者の車庫に移動し、使用の本拠の位置についても受託者の事業所とすることは可能でしょうか。</p>	<p>変更は認められません。仕様書（別紙1）に定める保管場所での管理をお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 本業務で使用する車両は、町が借り受けるリース車両（登録上の「所有者：リース会社」、「使用者：町」）であり、契約および管理上の観点から、登録上の「使用の本拠の位置」を受託者の事業所等へ変更することは想定しておりません。</p> <p>2. 保管場所を受託者の事業所等へ変更した場合、運行ルートまでの回送距離が長くなり、燃料費（町負担）の増加、走行距離の増加に伴う車両寿命の短縮、および回送時の事故リスクが高まる懸念があるためです。</p> <p>なお、運行前後の健康確認、アルコール検知、日常点検の実施等については、仕様書第10条第4号に規定のとおり、現地におけるリーダー（主任運転手）を中心とした相互確認体制を確実に構築・履行していただくこととしております。</p> <p>（※なお、測定に使用するアルコール検知器については、町から貸与することを予定しております。）</p> <p>また、受託者において、独自の安全管理体制（遠隔点呼や通信機能付き検知器の活用等）を構築・導入されることについては妨げません。急な運行不能時における代務者等のバックアップ体制（仕様書第10条第3号等）を含め、仕様書に定める履行体制を確保できる範囲内での入札参加をお願いいたします。</p>
令和 8年 7月 1日		
回答者 蔵王町長 村上英人 (公印省略)		

※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名は公表しない。